

平成 22 年度

地域材の水平連携加工システム推進事業
登録技術者

募 集 要 領

平成 22 年 5 月

全国木材協同組合連合会

「地域材の水平連携加工システム推進事業」 における登録技術者の募集要領

1 地域材の水平連携加工システム推進事業と登録技術者

地域材の水平連携加工システム推進事業は、林野庁が進めている林業・木材産業振興対策のひとつであります。全国木材協同組合連合会（以下「全木協連」という。）が補助事業者として、この事業を実施します。

この事業には、地域の中小製材工場等が連携して生産品目の転換や外材を巡る状況から国産材へ原料の転換に取り組むことへの技術指導等の支援と需要者ニーズに対応した製品の生産体制の整備を図るため、品質管理技術の向上や製品試験の実施についての技術指導等の支援があります。（これらを「技術支援事業」といいます。）

これらの技術支援事業は、専門家が技術分野に応じて工場等に出向いて技術指導や経営指導を行う事業であり、この事業に携わる専門家（「登録技術者」となります。）を募集し、事業を進めることとしています。

なお、地域材の水平連携加工システム推進事業では、地域の素材生産業者、中小製材工場等で構成する地域の協議会が水平連携体制の確立のために行う構想計画づくりについて、有識者による助言等の支援を行う事業もあります。（「構想策定支援事業」といいます。）

2 登録技術者の募集

(1) 公募する技術指導の専門分野

技術指導は、次の①から⑤に該当する分野とします。

- ① 製材
- ② 乾燥
- ③ 保存処理
- ④ 接着
- ⑤ その他（品質管理技術等）

注：① 生産品目の転換とは、木材関連工場（集成材工場、フローリング工場等）との連携等により、その原材料であるラミナや原板等の生産に転換することをいいます。

② 原料の転換とは、原料を外材から国産材に転換することをいいます。

③ 品質管理技術とは、製材工場等において安定した品質性能を保つための製造方法や製造基準等の見直し及びこのための製品試験をいいます。

（3）登録技術者が行う指導等作業と謝金・旅費

①指導等作業

応募いただいた専門的な知識を有する技術者等の方々は、審査を経て、登録技術者として登録の上、支援を必要とする事業体からの要請に応じて、製材工場等における生産品目等の転換や品質管理技術の向上を図るため、専門家として技術指導や経営指導を実施していただきます。

②技術指導謝金・旅費

全木協連の補助事業の支出基準により、全木協連又は指導を行った事業体から支払われます。

（4）審査・登録

全木協連内において、①専門知識、②実務経験、③指導実績等を総合的に審査し、指導技術者として、登録します。

審査結果については応募者に通知します。

3 募集期間

平成 22 年 5 月 25 日（火）から 6 月 15 日（木） 必着とします。

4 応募方法

本事業に応募される方は、応募書類（技術者応募様式）を作成の上、次の送付先に郵より提出して下さい。

5 その他

なお、登録された場合でも、技術支援の事業体数から技術支援の作業に付けない場合もありますのでご承知下さい。

送付先

〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-4-3 永田町ビル 6F

全国木材協同組合連合会

水平連携体制推進事業 担当（米田、井出）

TEL：03-3580-3215（代） FAX 03-3580-3226

E-mail：yoneda@zenmoku.jp

(様式1)

平成 年 月 日

地域材の水平連携加工システム推進事業における
技術者登録申込書

全国木材協同組合連合会

会長 殿

(申請者)

住所 〒

所属

氏名

印

電話 ()

地域材の水平連携加工システム推進事業における技術支援に係る技術者として登録を受けたいので、別添のとおり申請書を提出します。

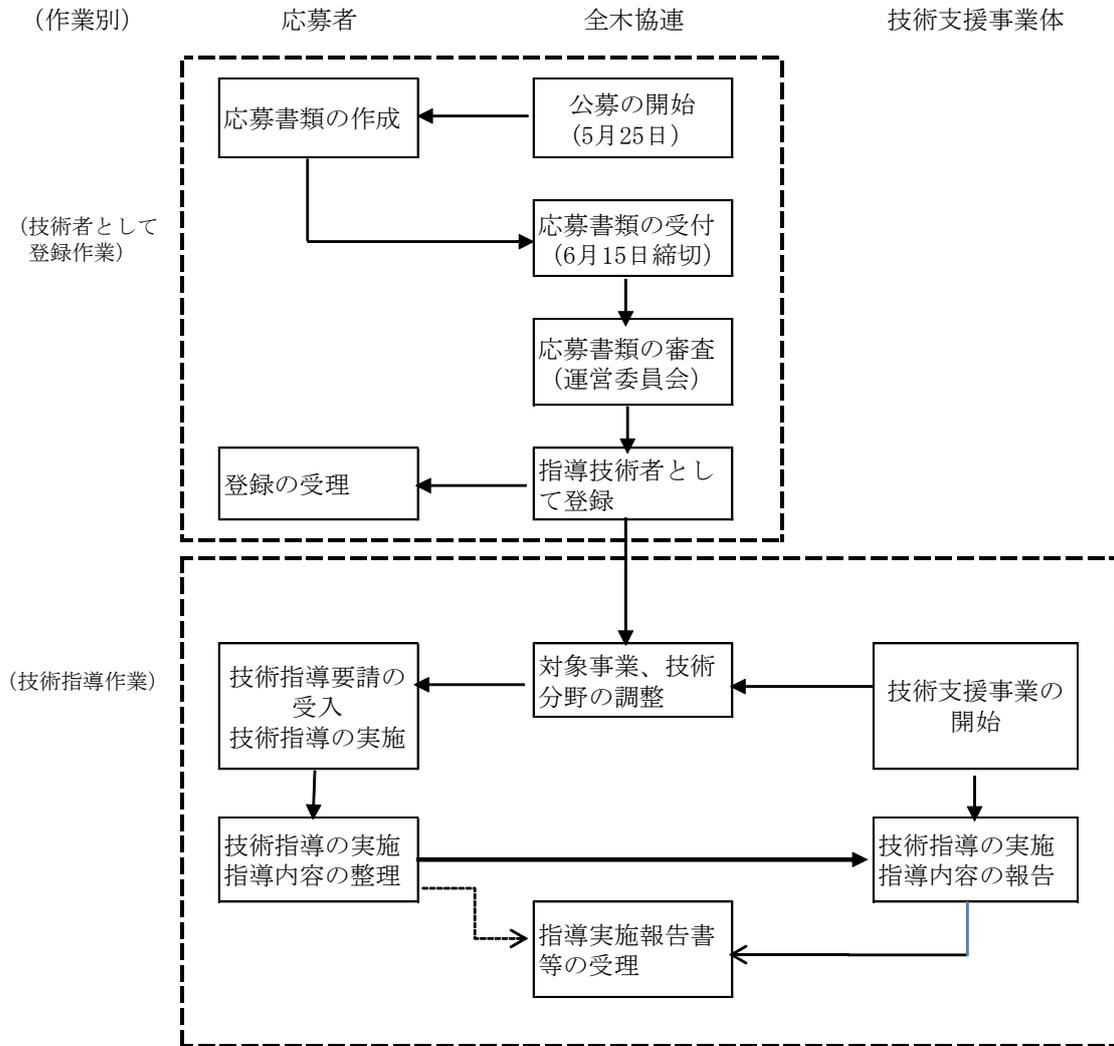
技術者応募様式

登録技術者申請書

応募者名	(住所) (所属) (役職) (氏名)
1 略歴(最近10年間の職歴等)	
2 専門分野	
3 最近の取組事項(研究、業務)	
4 主な著書等	
5 資格(技術士等)	
6 最近の個別事業体等への指導実績 (事業体名) (期間) (指導内容)	

注：参考資料があれば、添付して下さい。

地域材の水平連携加工システム推進事業の登録技術者の公募登録と指導の流れ



注：登録技術者の技術指導に係る経費（謝金、旅費等）は、事業体から支払われます。